電子マニフェストの現況と取組み

(財)日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター

1 はじめに

平成9年6月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、廃棄物処理法）改正により、排出事業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、産業廃棄物の処理状況を産業廃棄物管理票（以下、マニフェスト）の使用によって確認することが義務付けられた。これと同時に、電子情報を活用する電子マニフェスト制度が創設され、平成10年12月から当センターが、廃棄物処理法に基づく唯一の情報処理センターとして環境大臣の指定を受け、電子マニフェストシステムの運用を開始した。システム運用開始後の13年間に、電子マニフェスト登録件数は、年々増加し、この3月には初めて月間100万件を超え、平成22年度合計では1,061万件（普及率（電子化率）23%）となった。また、平成13年、18年、22年にシステム改善を行っているが、本稿では、平成22年5月のシステム改善後1年経過した電子マニフェストへのアクセスと加入・登録状況の現状、システムの保守・改善・サポートの状況、普及活動の状況等について紹介する。

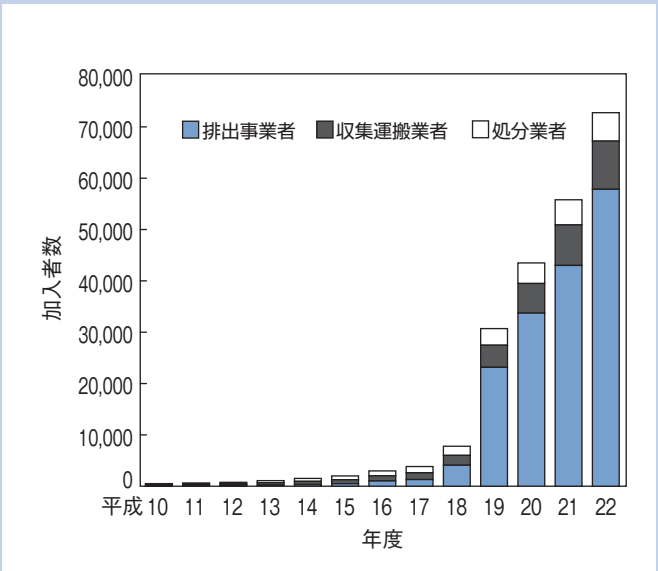


図1 電子マニフェストの加入者数の推移

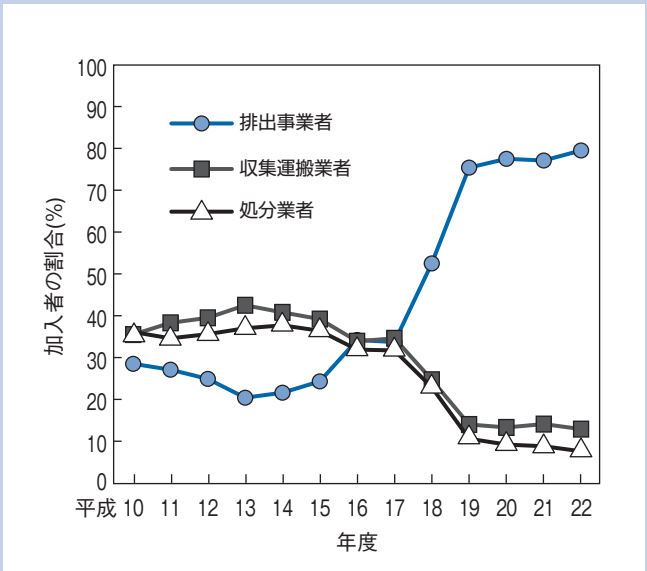


図2 電子マニフェスト加入者の業者別構成の推移

㈶日本産業廃棄物処理振興センターは、廃棄物処理法に基づく唯一の情報処理センターとして、電子マニフェストシステムの運用を平成10年に開始しました。これまでの13年間に、マニフェストの電子化が徐々に進み、平成22年度の電子マニフェスト普及率(電子化率)は、23%となりました。ここでは、電子マニフェストシステムへの加入状況等の現状および普及等への取組みを紹介します。

2 電子マニフェストの現状

(1) 電子マニフェストの加入者数

電子マニフェストの加入者数は、図1に示すように、平成10年度から対前年比1.3～1.4倍で毎年少しずつ増加していたが、平成18年度と19年度に、対前年比それぞれ2.0、3.9倍で急増し、その後はもとの水準に戻って増加し続けている。そのため、加入者数は、18年以降に顕著に増え、平成22年度末の加入者数は、72,761（排出事業者：57,837、収集運搬業者：9,388、処分業者：5,536）である。平成21年度に比べて、特に増加したのは、少量排出事業者の加入者数である。

電子マニフェスト加入者の業者別構成の推移をみると、図2に示すように、平成10年度から15年度の間では、収集運搬業者と処分業者加入者の割合は、約35～40%を推移し、排出事業者の割合は、それらより少ない20%台であった。しかし、排出事業者の加入数が、16年度から徐々に増加し、18年度と19年度に急増したことから、構成割合は逆転し、現在では、排出事業者の加入割合が、80%近くを占めている。また、処分業者の加入者数は増加しているものの、処分業者数は収集運搬業者数よりも少ないため、その割合は、相対的に低くなり、10%を切っている。排出事業者は、潜在的には数が最も多いので、今後も加入増加が見込まれる。

平成22年度末の電子マニフェスト加入者の業種別構成を図3に示すが、医療・福祉（78.5%）が一番多く、建設業（6.9%）、製造業（5.7%）が順に続き、この3業種で全体の約90%を占めている。

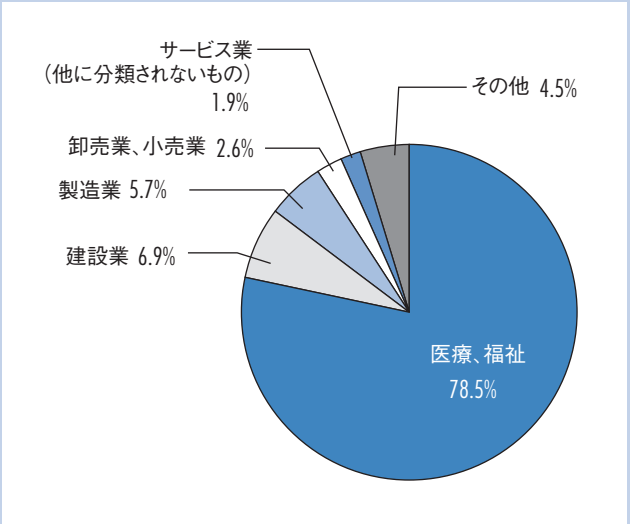


図3 電子マニフェスト加入者の業種別構成
（平成22年度末現在）

また、平成23年3月末現在の都道府県別の電子マニフェスト加入者数の状況を図4に、その業者別内訳数を表1に示すが、電子マニフェスト加入者数は、東京都（9,625）が最も多く、次に神奈川県（6,240）、静岡県（6,222）、愛知県（5,143）の順となっており、都道府県の差異が大きい。

(2) 電子マニフェストのアクセス状況

電子マニフェストシステムへのアクセス方法には、①

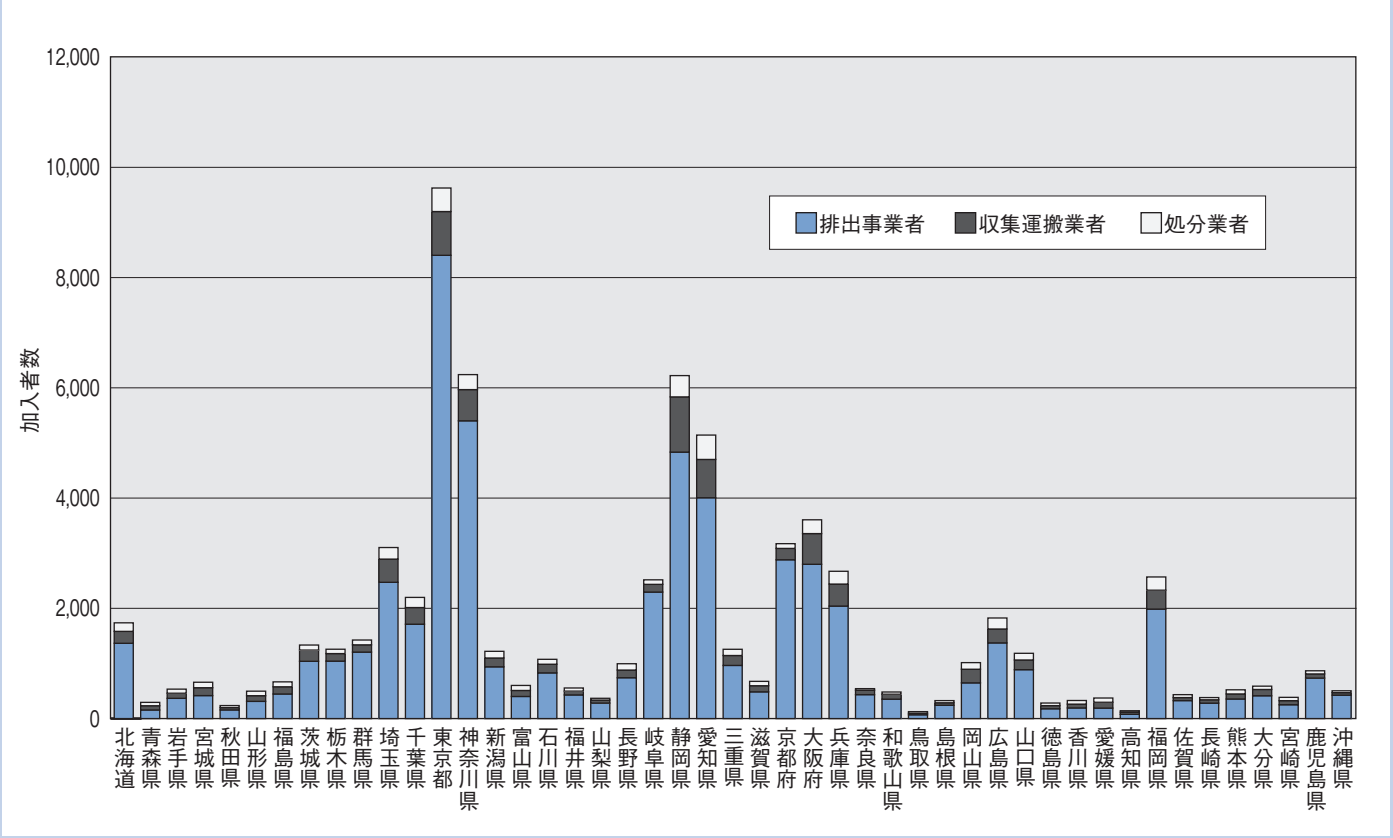


図4 電子マニフェストの都道府県別加入者数（平成23年3月末現在）

表1 都道府県別の電子マニフェスト加入者数の状況（平成23年3月末現在）

都道府県名	排出事業者	収集運搬業者	処分業者	合計	都道府県名	排出事業者	収集運搬業者	処分業者	合計	都道府県名	排出事業者	収集運搬業者	処分業者	合計
北海道	1,366	216	155	1,737	石川県	829	157	89	1,075	岡山県	648	247	120	1,015
青森県	156	77	61	294	福井県	429	69	57	555	広島県	1,373	252	200	1,825
岩手県	367	93	74	534	山梨県	281	55	32	368	山口県	887	176	121	1,184
宮城県	417	143	99	659	長野県	741	139	115	995	徳島県	178	57	47	282
秋田県	157	42	37	236	岐阜県	2,295	140	82	2,517	香川県	193	69	66	328
山形県	312	103	82	497	静岡県	4,834	1,002	386	6,222	愛媛県	190	106	77	373
福島県	446	131	89	666	愛知県	4,006	695	442	5,143	高知県	77	39	26	142
茨城県	1,039	204	91	1,334	三重県	964	180	113	1,257	福岡県	1,986	343	240	2,569
栃木県	1,042	137	79	1,258	滋賀県	485	111	79	675	佐賀県	326	55	53	434
群馬県	1,206	132	87	1,425	京都府	2,881	206	86	3,173	長崎県	280	61	40	381
埼玉県	2,472	421	210	3,103	大阪府	2,799	557	250	3,606	熊本県	355	92	75	522
千葉県	1,712	302	184	2,198	兵庫県	2,041	399	232	2,672	大分県	414	114	60	588
東京都	8,404	794	427	9,625	奈良県	434	80	29	543	宮崎県	251	74	60	385
神奈川県	5,402	566	272	6,240	和歌山県	352	90	40	482	鹿児島県	734	76	57	867
新潟県	939	160	121	1,220	鳥取県	69	27	30	126	沖縄県	425	45	34	504
富山県	401	109	91	601	島根県	242	45	39	326	総合計	57,837	9,388	5,536	72,761

Web方式、② EDI方式、③ 携帯方式の3方式がある。実際の電子マニフェストシステムへのアクセスのほとんどは、Web方式とEDI方式の2方式で行われている。Web方式による1日の利用ユーザ数は約8,000者であるが、携帯方式によるアクセスは、1日に20～25者のユーザが主に照会機能に利用する程度で、1日の登録件数は10件以下ときわめて少ない。

Web方式・EDI方式のマニフェスト登録件数の比率は6：4であり、Web方式の利用割合が高い。EDI方式の接続者は、1年に数社ずつ増えており、現在、約60社である。

(3) 電子マニフェストの登録件数

電子マニフェストの登録件数の推移を図5に示す。電子マニフェストの登録件数は、平成19年度から急増し、平成22年度には、前年比1.3倍増の1,061万件となり、初めて1,000万件を超えた。その結果、平成22年度の電子マニフェスト普及率（電子化率）は23%となった。

月別電子マニフェストの登録件数の例を図6に示すが、正月休み、ゴールデンウィーク、盆休みがあって事業活動が停止する日数が多くなる1月、4月、5月、8月の登録件数は、低くなる傾向がみられる。

排出事業者の業種別の電子マニフェスト登録件数の割

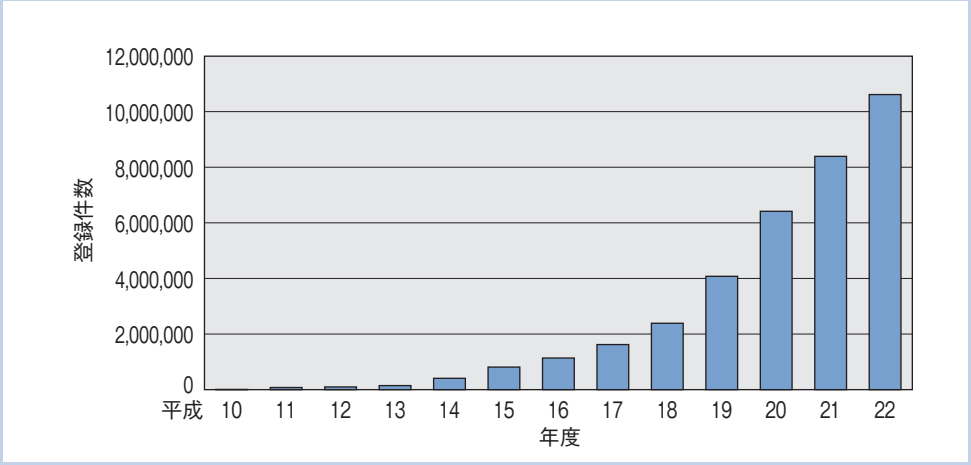


図5 年度別電子マニフェストの登録件数の推移

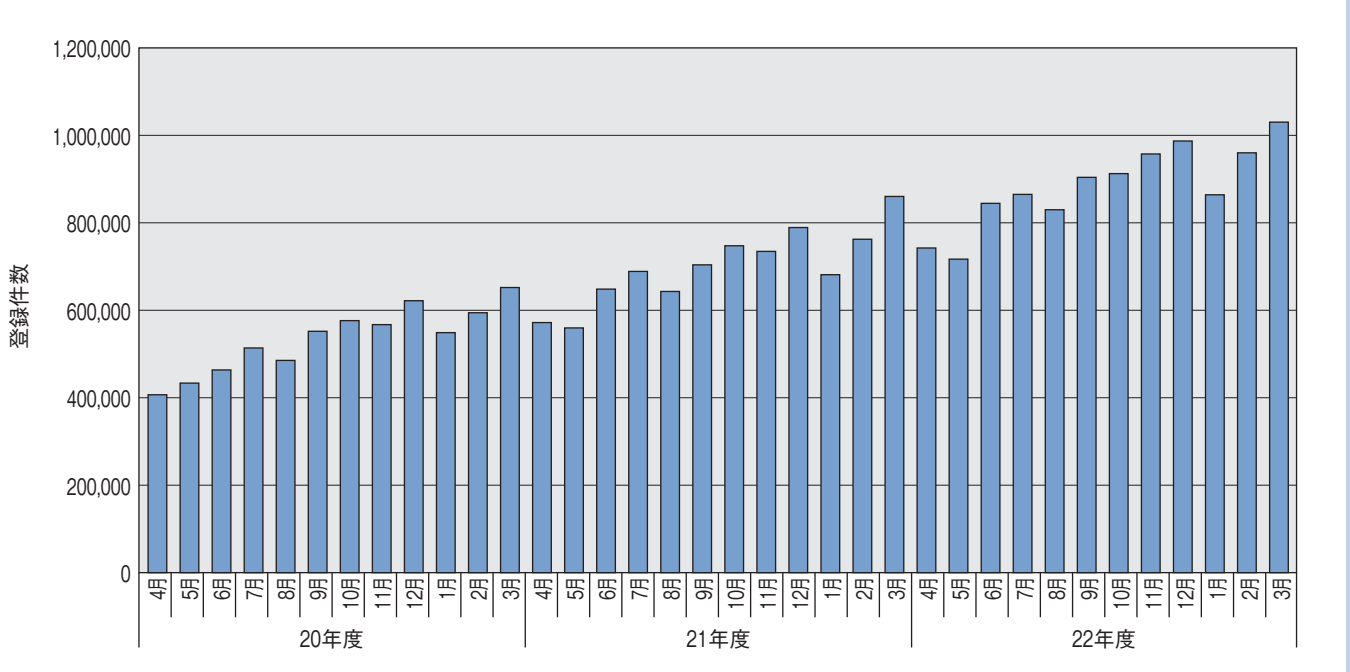


図6 月別電子マニフェスト登録件数の例

合は、図7に示すように建設業が全体の60.5％を占めて最も多く、次に多いのは製造業（10.4％）、医療・福祉（6.5％）の順になり、この3業種で全体の約77％を占めている。

3 システムの保守及び改善状況

（1）システムの状況

1）システムへの利用状況

Web方式のシステム利用状況の例を図8に示す。1日に約9,000者がWeb方式のシステムを利用し、1日の電子マニフェスト登録件数は、土日・祝祭日は少ないものの、平日においては30,000～40,000件であり、平成22年5月のシステム改善以後は1度も停止することなく安定している。

EDI方式については、年に数回、特定の接続事業者から通知照会数が多くなるケースがあるが、EDI処理数とそのレスポンスは安定している。

2）システムの停電対策

電子マニフェスト情報は、1日1回バックアップを必ずとって非常時に対応できるようにするとともに、停電対策として、データセンターには大容量の蓄電池と自家発電設備を設置し、万が一の場合に備えている。

この3月11日の東日本大震災発生時にも、システムは停止することなく、正常に稼働していた。また、その後の計画停電実施時には、データセンターがその実施区域外に立地していたために、システムの停電対策をとらずに稼働している。

なお、電子マニフェスト登録件数は、東日本大震災発生の翌週の1週間が前週よりも約10％減少したものの、翌々週は元に戻り、東日本大震災による電子マニフェストの利用状況への影響は少なかった。

（2）Web方式のシステム改善状況

平成22年5月に改善した現在のシステムは、前システムからの切替えをスムーズに行うために、機能の一部の開発を先送りした経緯がある。そこで、現在のシステム切替え後の加入者からの要望も踏まえ、表2のとおり順次システムを改善した。その詳細は、情報処理センターホームページに掲載しているので参照されたい。

（3）システム開発状況

平成22年度には、都道府県・政令市を対象に、電子マニフェストシステムに登録された情報をより有効的に活用できるように、下記の機能を開発した。

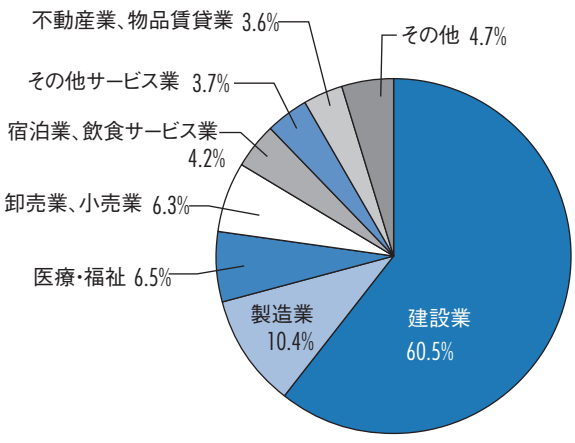


図7 排出事業者の電子マニフェスト登録件数の業種割合（平成22年度実績）

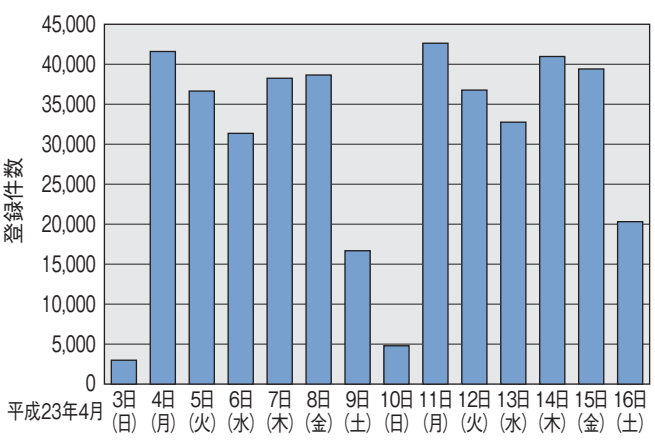


図8 Web方式の日別マニフェスト登録件数

① マニフェスト制度において義務付けられている「運搬終了報告」や「処分終了報告」等の終了報告の実施状況等を都道府県・政令市が、随時、確認するためのマニフェスト情報照会機能を構築した。

② 情報処理センターに登録されたマニフェスト情報を「都道府県・政令市内の廃棄物の委託量」、「他都道府県・政令市からの受入量」、「他都道府県・政令市への委託量等の広域移動量」等を月ごとに集計し、エクセル形式でダウンロードできる統計処理機能を構築した。

4 電子マニフェストシステムのサポート

(1) サポート体制

電子マニフェストシステムの操作等のサポートは、図9に示したように、電話及びホームページ上のメールを使って、電話4回線、5人体制で行っている。

問合せのほとんどは、Web方式に関するもので、その件数は1日約150～250件、内容は、排出事業者・処理業者からの加入等手続き、導入・運用方法、システムの基本設定、ログイン、修正・取消（承認・否認）、マニフェスト情報のダウンロード方法に関することなど多様である。

EDI方式に関する問合せは、加入者から直接の問合せは少なく、主にシステム接続登録者から、接続テスト・接続障害等の問合せがある。

(2) 情報処理センターホームページの活用

電子マニフェストシステムの操作等を自らが習得できるように、情報処理センターのホームページに次の①～④の内容を掲載している。「①電子マニフェストシステムよくある質問」、「②電子マニフェストシステム操作手順書」、「③デモシステム」の利用を基に、初心者にシステム操作全般（基本設定・登録・報告等）が理解しやすいように、動画の「④Web方式の操作ガイド」を平成22年度末に公開した。

① 電子マニフェストシステムよくある質問
URL：http://www.jwnet.or.jp/jwnet/qa/jwnet_help.html

② 電子マニフェストシステム操作手順書（Web方式）
URL：http://www.jwnet.or.jp/jwnet/siryo/siryo_jwnet_manual.html

③ デモシステム
URL：http://www.jwnet.or.jp/jwnet/look/do.html

④（新）Web方式の操作ガイド
URL：http://www.jwnet.or.jp/jwnet/look/do.html

表2 Web方式の改善状況

システム改善内容	公　開　日
1 CSV保存データ変換補助ツールの追加	平成22年6月9日
2 修正事項の赤文字表示、マニフェスト保存項目の追加	平成22年8月26日
3 担当者選択画面に検索機能の追加	平成22年9月22日
4 「お知らせ通知」の詳細画面より、受渡確認票の印刷可能	平成22年10月7日
5 有害物質マスタの変更	平成22年10月28日
6 マニフェスト検索時に検索条件「廃棄物の種類」を選択した場合の検索方法の変更	平成22年12月7日
7 多量のマニフェスト情報を取得できる機能の追加 等	平成23年3月1日

問合せ先

(財)日本産業廃棄物処理振興センター
情報処理センターサポート

TEL 03-3668-6513
FAX 03-3668-7323
月曜日～金曜日／9:00～17:00
ホームページ http://www.jwnet.or.jp/jwnet/

図9 電子マニフェストシステムの操作等の問合せ先

5 電子マニフェストの普及活動

電子マニフェストの普及については、環境省が示した「電子マニフェスト普及促進方策」（平成17年3月）に基づき、「IT新改革戦略」（平成18年1月）において設定された普及率50%（平成22年度）を目標に取り組んできた。現在、新たに平成23年度の普及率（電子化率）目標を30%として、その達成に向けて下記のとおり取り組んでいる。

（1）普及対象

① 多量排出事業者及びマニフェスト利用件数の多い排出事業者

② 公共工事及び公共関与の産業廃棄物処分場　等

（2）具体的な普及活動

1）電子マニフェストの概要・操作説明会の実施

地方公共団体、全国産業廃棄物連合会、都道府県産業廃棄物協会、関係団体と連携して、電子マニフェストの運用事例の紹介や操作説明会を実施している。

2）「電子マニフェストシステムガイドブック」の提供

電子マニフェストの案内は、リーフレットの配布のほかに、実際の業務への活用方法、また、具体的な運用方法の例示の要望があるために、平成23年度から図10のような「電子マニフェストシステムガイドブック」を配布している。

3）各種行政報告を作成するサービスの提供

情報処理センターは、1年間（4月～翌年3月）に登録した電子マニフェスト情報について、当該事業場を所轄する都道府県知事等へ「電子マニフェスト登録等状況報告書」を報告し、併せてその内容を排出事業者が確認できるサービスを行っている。また、廃棄物処理法や条例などで規定している下記の各種行政報告書を作成するサービスも提供している。

① 産業廃棄物管理票交付等状況報告書　（対象:排出事業者）

② 多量排出事業者に対する処理計画実績報告書（対象:排出事業者）

③ 特別管理産業廃棄物処理実績報告書　（対象:排出事業者）

④ 運搬実績報告書　（対象:収集運搬業者）

⑤ 処分実績報告書　（対象:処分業者）

6 まとめ

情報処理センターでは、安定した電子マニフェストシステムを維持するために、システムの保守管理・サポートの徹底を図り、さらなる電子マニフェストの普及拡大に努めている。また、今後、電子マニフェストの普及計画の見直しを図りながら、普及率（電子化率）に配慮した利用料金等の検討を行っていく予定である。



図10 電子マニフェストシステムガイドブック